

青少年だより かけ橋

令和2年度 第6号 <9月発行>

音更町教育委員会

非行や不良行為はなぜ存在するのか

青少年が引き起こす悪質な行為は、非行少年(窃盗、傷害、詐欺など)と不良行為少年(深夜徘徊、飲酒、喫煙、暴走行為、不健全娯楽など)に区別されます。早い段階から悪の芽を摘み、正しく育てていくためにも、私たち大人は、子どもたちの安心安全な環境づくりを常に考えていきたいものです。

人間の心は誰しも、お腹がすけば隣の家の庭の桃を採ろうとか、落ちていた財布を自分のものにしてしまおうとかいう気持ちが生じやすいもの。しかし、そのような悪い考えや気持ちを抑えるために学校教育や家庭教育があり、さらに社会がその教育を支えることで清らかで美しい心が育っていきます。

非行は何が引き金になるのでしょうか。それは、貧困や裕福に関係なく、心の欲求不満が原因で誘引されることが多いといわれています。そして、その欲求不満をつくる原因は、心の交流の希薄です。情緒不安定になり、自己中心的、意志薄弱、耐性不足、主体性の欠如へとつながっていきます。

不良行為は何が引き金になるのでしょうか。それは、子どもたちの置かれた環境によってみんな違います。大人たちはいろいろな角度から子どもたちの心情を分析し、真相を理解してあげることで子どもたちの心理をつかみとり、共感的に対応していくことが大切です。

欠点だけに目を向けずに、長所を見つけてほめてあげることや、欠点だと思い込んでいたことが、長所に生まれ変わる場合もあることを知っておきたいものです。

「欠点だけに目を向けずに、長所を見つけて褒めてあげること」

- まずは欠点の裏返しは長所にもなりうる、ということを理解する。
- 相手に対して自分自身がどのように写っているのかを認識する。

いつも使っている表現を少しだけ前向きに変えることで、自分の思いを相手に伝わりやすくしたり、相手側が伝えたいことや思いもより深く理解できるようになります。

短所	短所を長所に言い換えると・・・
短気	こだわりがある・感情表現豊か・裏表がない
わがまま	意思がある・意見を持っている・主体性がある・自分を持っている・他人の意見はうのみにしない
意志が弱い・流されやすい 頑固・いじっぱり	他人の意見を尊重できる・適応力が高い・柔軟性がある 信念を持っている

青少年の悩みごとは 青少年係へ

電話・FAX 0155-42-5855 (平日8:45~17:30)

子どもたちの万引き行為とは？

万引きは非行や犯罪の入り口につながるといわれています。特に初期の段階で善悪のけじめを厳しく指導する必要があります。心の成長期にある子どもたちの万引きは、その背景にはどのような心理が隠されているのかを引き出し、二度と同じことを引き起こさないように導くことが大切です。

次に、なぜ万引きはなくなるのかを考えてみます。万引きは子どもだけではなく、大人でも、特に最近では高齢者による万引きも発生しており、それぞれの年代によりその心理は異なります。

たとえば幼児の場合、単に「欲しい」という欲求がそうさせるのに対し、小学生になると、すでに物を盗むことは悪いことである、という認識を持ちはじめ、しかし物欲を抑え切れなかったという背景が強くなります。このように、万引き行為そのものだけではなく、なぜそのような行為に及んだのかという点をしっかりと確認し、指導することが大切になります。そして、初期の段階でしっかりとした指導が伝われば、二度と万引きはしなくなります。

一方、中学生や高校生になると、今度は万引き＝物欲とは限らなくなります。欲しいという欲求よりも、別のことへの不満が理由で万引きをしてしまうというケースが増えていきます。つまり、言葉にならないような悩みや問題を抱えることでストレスがたまり、犯罪行為と知りながら、その発散のはけ口として万引きに及ぶケースがあることを、大人たちは理解してあげる必要があるのです。

地区青少年健全育成会の紹介

■ 地区青少年健全育成会の取り組み

地区青少年健全育成会は、各中学校区を単位に音更・共栄・下音更・緑南・駒場の5つの育成会があります。各育成会は、PTA・学校・地域の代表や役員で組織され、青少年の健全育成を目指して、計画的・継続的な活動を展開しています。

■ 「共栄地区」の活動

1 地区内にある学校

「緑陽台小学校」「柳町小学校」「共栄中学校」

2 令和2年度の主な役員

- ・会長（共栄中学校PTA会長）
- ・副会長（柳町小学校、緑陽台小学校のPTA会長）
- ・事務局（各学校教頭、各学校指導部担当）
- ・各学校校長
- ・監査（各校PTA副会長）
- ・幹事；柳町小PTA生活委員長、共栄中PTA生活部長、青少年対策地区指導員、地区担当主任児童委員
- ・教員委員会青少年指導員
- ・各町内会長・各町内会副会長

3 主な活動

- (1) 総会による年度方針決定（書面会議）
- (2) 講演会の開催（関係団体との共催も視野に入れて10月～2月に開催）
- (3) 情報紙「共青研だより」の発行
- (4) 標準語コンクールの実施（2学期中に標語募集と優秀作品の表彰）
- (5) 年度末情報交換会の開催（各学校の情報交流と活動の反省を3月に実施）